

協議会会議録

会議名称	令和5年度伊達市まち・ひと・しごと創生有識者会議（書面開催）		
議題	<p>議事</p> <p>報告第1号 第2期伊達市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略関連事業の取組とKPIの推移について</p> <p>報告第2号 デジタル田園都市国家構想を踏まえた第3期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略の策定について</p>		
議決基準日	令和6年3月27日(水)		
書面表決書提出委員	秋田 雅道 委員、石井 吉春 委員、伊藤 光輝 委員、上田 孝弘 委員、宇佐美 雅昭 委員、大越 祐平 委員、岡田 創 委員、尾川 圭延 委員、後藤 達也 委員、紺野 哲也 委員、佐藤 淳 委員、進藤 慎 委員、鈴木 啓一 委員、大光 巖 委員、高橋 紀匠 委員、多田 育央 委員、藤田 勝大 委員、藤村 学 委員、道川 祥大 委員、渡部 貴志 委員 （五十音順、計20名。全委員から提出）		
	所管部課名	企画財政部企画財政課	
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	傍聴者人数	なし（書面開催のため）
	<input type="checkbox"/> 非公開	非公開の理由	
<p>【協議会の概要】</p> <p>1. 開 会</p> <p>2. 議 事</p> <p>【報告第1号 第2期伊達市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略関連事業の取組とKPIの推移について】</p> <p>◆意見等</p> <p>なし</p> <p>【報告第2号 デジタル田園都市国家構想を踏まえた第3期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略の策定について】</p> <p>◆意見等</p> <p>委員：だて歴史の杜カルチャーセンターや総合体育館が整備される30年ほど前には、丁度働き盛りの30～40代の市民がまちづくりに情熱を燃やしていたように見えていた。しかしながら、その熱い年代も高齢化し、それに代わる若者が殆ど見受けられず、加えて、世の中にデジタル化が進み、人々が一同に会して何かに取り組むことも無くなったような気がする。</p> <p>3. 閉 会</p>			

令和5年度伊達市まち・ひと・しごと創生有識者会議（書面開催）

会議次第

議決基準日：令和6年3月27日(水)

1 議 事

報告第1号 第2期伊達市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略
関連事業の取組とK P Iの推移について【資料1】

報告第2号 デジタル田園都市国家構想を踏まえた第3期伊達市まち・ひと・し
ごと創生人口ビジョン・総合戦略の策定について【資料2】

【参考資料】

伊達市まち・ひと・しごと創生有識者会議委員名簿【資料3】

伊達市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱【資料4】

報告第 1 号 第 2 期伊達市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略関連事業の取組と K P I の推移について

1 第 2 期伊達市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略の概要

(1) 総合戦略策定の趣旨

国は人口減少対策、地方創生の取組に向け、2014 年（平成 26 年）「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を制定し、将来にわたり活力ある日本社会を維持するための取組を進めてきた。

本市においても、2015 年（平成 27 年）に「伊達市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」を策定し、人口減少の抑制と交流人口の拡大、地域資源を生かした活力ある地域社会の創生を目指し取組を進めてきた。2020 年（令和 2 年）に「第 2 期伊達市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略（以下「第 2 期伊達市総合戦略」という。計画期間 2020 年（令和 2 年）～2026 年（令和 6 年）」を策定し、引き続き地方創生に向けた取組を推進している。

(2) 第 2 期伊達市総合戦略の位置づけ

第 2 期伊達市総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生法」第 10 条に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として策定するものであり、国が策定した「第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」や北海道が策定する「第 2 期北海道創生総合戦略」を勘案し、また「第 7 次伊達市総合計画」と整合を図りながら、具体的な施策をまとめたものとしている。

(3) 有識者会議の設置

将来にわたって持続可能な地域社会づくりを目的として、本市の地方創生に関する施策を検討するにあたり、市民、産業界、教育機関、金融機関、労働団体、メディア等様々な見地から広く地域の意見、また成果検証に関する意見を聴取するため、「伊達市まち・ひと・しごと創生有識者会議」を設置している。

2 第 2 期伊達市総合戦略の基本的視点

地方創生は長期的な視点での取組が必要であるため、まちが有する現行の必要な取組は継続、基本的な目標は維持しながら、1 期目の課題を踏まえた新たな視点を加えている。また第 7 次総合計画と連動した内容とし、整合を図りながら伊達市の取り組むべき方向を示している。

【3つの基本的視点】

- ①地域資源を生かした産業を育て、雇用を生み出す
- ②選ばれる「市民幸福度最高のまち」となるための環境をつくる
- ③生涯健康社会の実現

3 第 2 期伊達市総合戦略における具体的な取組内容と K P I の推移について

令和 4 年度の取組内容に関する報告を行うものである。

各取組の内容、進捗については、別紙のとおり

戦略（1）健康産業の創造

●基本目標	健康産業に取り組む伊達市内の事業所数	5年間で	100事業所
		R4結果	13事業所

「健康」をキーワードに、新たなイノベーション（革新）とインベストメント（投資）を呼び起こし、新たな雇用の創出により、基幹産業の基盤づくりや地域経済の活性化に取り組むとともに、市民とひとつになって様々な取組を続ける伊達市の元気を発信し、人に選ばれる、活気に満ちたまちの実現に向けた施策を重点的に進めている。

食に関する地域産品のPRやブランド化事業については、新型コロナウイルスの影響を鑑み、依然としてイベント等への参加はできなかったものの、ふるさと納税制度等を活用し、更なる地場産品の販路拡大に向けた取組を展開した。

コロナ禍によりR2～R3は人の移動が制限されていたが、R4は観光入込客数が回復傾向となり、徐々にまちの活気が取り戻りつつあることから、今後はポストコロナ時代を考慮した観光戦略の推進を目指していく必要がある。

また、新規就農研修についても、コロナ禍の影響によりR2は0名であったが、研修プログラムの見直しを行い、受入体制の改善を図ったことで、R3からは目標値が保たれている。

分類	施策の内容	重要業績指標（KPI）	基準値 （R元年度）	R2 結果	R3 結果	R4 結果	目標値 （R6時点）
健康に寄与する産業の活性化	①地域産品・地域資源を活用した伊達ブランド産品の販路拡大	伊達フェア等イベント参加回数（年/回）	3回	0回	0回	0回	1回
	②伊達市観光物産館等での観光戦略の推進や大滝区における体験型観光の取組	観光入込客数（万人/年）	163万人	112万人	118万人	156万人	190万人
	③健康関連事業の起業・開発支援	ビジネスプランコンテスト採択件数（累計）	0件	0件	0件	0件	4件
市民の健康増進に貢献する産業の活性化	①ポイントカードを活用した健康増進と経済循環及び伊達市民向け健康増進プログラムの展開	健康づくりポイント事業の延べ利用者件数（件/年）	60,979件	42,759件	38,599件	44,212件	71,000件
	②多様な担い手の育成・確保等一次産業就業支援	新規就農研修者（名/年）	9名	0名	2名	2名	2名

○ 具体的な事業

- ・地域循環型ポイントカード運営事業
- ・ふるさと納税推進事業
- ・旅先納税事業
- ・新規就農者受入推進事業

第2期総合戦略 取組とKPIの推移

戦略（2）定住促進のための環境整備

●基本目標

5年目の転出超過

R4結果 $\frac{0 \text{ 人}}{\Delta 93 \text{ 人}}$

健康なまちづくりのために、若い世代が安心して働き、結婚・出産・子育て・教育がしやすい環境整備に切れ目なく取り組むとともに、特に、暮らしのベースとなる住宅支援などの施策を推進し、だれもが暮らしてみたい、愛着を抱きいつまでも暮らし続けたい、また、暮らし続けることのできるまちを目指した施策を重点的に進めている。

人口減少が進む大滝区における移住・定住対策を効率的に推進するために、雇用の受け皿となる事業者と連携を図りながら、若年者向けの定住促進住宅を整備し、16戸全戸入居となり、定住につながっている。

また、市内の小・中学校、高校では、児童生徒たちが伊達市を誇りに思う意識を育む「だて学」を実施し、将来の伊達市を担う若い世代への重要な取組を進めている。

西胆振地域の自治体と連携し、西胆振への移住・定住のための情報を発信するサイトを立ち上げた。そのほかにも、オンラインでの移住相談環境の整備、オンラインでの移住相談イベントを開催し、移住につながる情報発信に努めている。

分類	施策の内容	重要業績指標 (KPI)	基準値 (R元年度)	R2 結果	R3 結果	R4 結果	目標値 (R6時点)
雇用環境の向上と子育てにやさしいまち	①若年者・女性の雇用環境の改善及び定住支援	子育て支援事業所数 (累計)	0件	0件	0件	0件	20件
多様な人・世代の転入促進 (UIJXターン支援)	①ひとり親・若年者・外国人材等の就労・自立支援・就労相談窓口におけるサポート	定住促進住宅整備戸数 (累計)	0戸	16戸	16戸	16戸	16戸
伊達を誇りに思うひとづくり	①伊達市に住むことを誇りに思う意識の醸成	市内全小中高等学校でのふるさと創生教育「だて学」の実施	実施	実施	実施	実施	実施
近隣自治体と連携した定住環境の整備	①近隣他市町との広域連携事業の推進	広域連携事業数 (累計)	4件	4件	4件	4件	4件

○ 具体的な事業

- ・定住促進住宅整備事業
- ・ふるさと創生教育「だて学」推進事業
- ・移住・定住「人の誘致」推進事業
- ・広域連携による、西いぶり「生涯活躍のまち」構想推進事業

第2期総合戦略 取組とKPIの推移

戦略（3）生涯現役社会の実現

●基本目標 5年目の介護保険認定率

現在の推計値以下

18.50%

R4結果

20.70%

老人クラブや自治会など、様々な団体活動において参加者が減少傾向にあることから、既存の概念にとらわれない新しいコミュニティづくりとして、市民が気軽に参加できるクラブ活動の支援やICTを活用した高齢者の社会参加促進の仕組みづくりなどの施策を推進し、高齢者が社会の中で自らの意欲や能力を発揮し、いつまでも健康で生きがいをもって活躍できるまちを目指した施策を重点的に進めている。

コロナ感染予防、フレイル予防、認知症予防などの介護予防プログラム事業の実施や、認知症サポーター養成を行い、市民の健康寿命の延伸に資する環境整備を図った。

さらに、市内で活動する団体やサークルの立ち上げ・活動支援を実施し、地域やコミュニティ活動に参加する高齢者に限らない、多くの市民の生きがい・活躍の場の創出に取り組んでいる。

分類	施策の内容	重要業績指標（KPI）	基準値 （R元年度）	R2 結果	R3 結果	R4 結果	目標値 （R6時点）
時代に合った地域づくり、安全・安心な暮らしの実現	①健康づくり・介護予防・認知症予防事業の推進	介護予防プログラム実施件数（累計）	2件	10件	20件	36件	25件
住み慣れた地域で自分らしく生活できるまちの実現	①高齢者が気軽に集える場の創設	集会所活用事例数（累計）	0件	0件	0件	0件	6件
	②市民活動支援員等によるコミュニティ活動の支援	コミュニティ活動等紹介件数（累計）	16件	84件	117件	117件	100件

○ 具体的な事業

- ・介護予防グループ活動支援事業
- ・新たなコミュニティ創出事業
- ・コミュニティ活動支援事業

報告第 2 号 デジタル田園都市国家構想を踏まえた

第 3 期伊達市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略の策定について

1 デジタル田園都市国家構想総合戦略（以下「デジ田総合戦略」という。）の概要

(1) デジ田総合戦略策定の背景

現在、日本全体で人口減少社会を迎え、地方の過疎化や地域産業の衰退などが大きな課題となっている。

近年、テレワークの普及や若年層の地方移住への関心が高まるなど社会情勢は大きく変化している。また、デジタル技術は急速に進歩し、人々の生活に広く活用される段階に移行しつつあり、これまでの地方創生の取組にデジタルの力を活用して加速させ、デジタル田園都市国家構想※が掲げる「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す絶好の機会となっている。

そのような社会背景から、国ではこのデジ田総合戦略を策定し、国と地方は役割を分担しながら、東京圏への過度な一極集中を是正して多極化を図り、地方の社会課題解決を成長の原動力とし、地方から全国へとボトムアップにつなげる狙いがある。

(2) デジ田総合戦略の位置づけ

デジ田総合戦略は、デジタル田園都市国家構想を実現するために、国の各府省庁の施策を充実・強化し、施策ごとに令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 か年の K P I（重要業績評価指標）とロードマップ（工程表）を位置づけたもの。

2 第 3 期伊達市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略（以下「伊達市総合戦略」という。）の策定について

国は、上記のデジ田総合戦略を策定し、地方に対して、それぞれの地域が抱える社会課題などを踏まえて、地域の個性や魅力を生かす地域ビジョンを掲げた「地方版総合戦略」の策定に努めるよう指示しており、伊達市では、現在の第 2 期伊達市総合戦略が令和 6 年度で満期を迎えることから、このデジタル田園都市国家構想を踏まえた第 3 期伊達市総合戦略の策定を進める必要がある。

策定にあたっては、今後、改訂版が示される北海道の「地方版総合戦略」を勘案し、本市の現状に合わせてデジタル要素を取り入れつつ、第 2 期総合戦略をベースに、具体的事業や K P I の追加設定など検討していく。

第 3 期伊達市総合戦略の策定スケジュールは別紙のとおり

※デジタル田園都市国家構想とは、「心ゆたかな暮らし」（Well-Being）と「持続可能な環境・社会・経済」（Sustainability）を実現していく構想。目指すのは、地域の豊かさをそのままに、都市と同じ又は違った利便性と魅力を備えた、魅力溢れる新たな地域づくり。具体的には、「暮らし」や「産業」などの領域で、デジタルの力で新たなサービスや共助のビジネスモデルを生み出しながら、デジタルの恩恵を地域の皆様に届けていくこと。

伊達市まち・ひと・しごと創生有識者会議委員 名簿

No.	分野	所属	職名	氏名	備考
1	学識経験者	北海道大学公共政策大学院	客員教授	石井 吉春	
2	住民団体	伊達市連合自治会協議会	会長	大光 巖	改選
3	住民団体	大滝区地域協議会	会長	宇佐美 雅昭	
4	住民団体	伊達青年会議所	理事長	伊藤 光輝	
5	産業関係団体	伊達商工会議所	専務理事	渡部 貴志	
6	産業関係団体	伊達市農業協同組合	参事	上田 孝弘	
7	産業関係団体	いぶり噴火湾漁業協同組合	伊達支所長	藤田 勝大	
8	産業関係団体	胆振西部森林組合	参事	進藤 慎	
9	教育機関	北海道伊達開来高等学校	校長	藤村 学	改選
10	教育機関	伊達市校長会	会長	佐藤 淳	改選
11	金融機関	北洋銀行	伊達支店長	多田 育央	改選
12	金融機関	北海道銀行	伊達支店長	岡田 創	改選
13	金融機関	伊達信用金庫	常勤理事	秋田 雅道	
14	労働団体	連合北海道伊達地区連合会	会長	道川 祥大	
15	医療機関 (その他)	伊達赤十字病院	事務部長	後藤 達也	
16	福祉団体 (その他)	伊達市社会福祉協議会	常務理事 兼 事務局長	紺野 哲也	
17	福祉団体 (その他)	社会福祉法人伊達睦会	事務局長	大越 祐平	
18	メディア等 (その他)	胆振西部記者クラブ	発起人代表 (室蘭民報社)	高橋 紀匠	
19	税理士 (その他)	鈴木啓一税理士事務所	代表	鈴木 啓一	
20	起業家 (その他)	新規就農者		尾川 圭延	

※会議委員は22名以内で組織する(有識者会議 設置要綱第3条第1項)

伊達市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 将来にわたって持続可能な地域社会づくりを目的として、本市の地方創生に関する施策を検討するにあたり、専門的見地から意見を聴取するため、伊達市まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「会議」とする。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）及びまち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）に規定する地方人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）の策定及び変更に関する事項
- (2) 総合戦略の推進及び成果検証に関する事項
- (3) その他人口ビジョン及び総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第3条 会議は、委員22人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民で組織する団体の代表者
- (3) 産業関係団体の代表者
- (4) 教育機関の代表者
- (5) 金融機関の代表者
- (6) 労働団体の代表者
- (7) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 会議に座長及び副座長を置く。

2 座長は、委員の互選により決定する。

3 副座長は、委員のうちから座長が指名する。

(座長等の職務)

第5条 座長は、会議を代表し、会務を総理し、会議の議長を務める。

2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、座長が必要に応じて招集する。ただし、最初の会議は、市長が招集する。

2 座長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(成果検証グループ)

第7条 会議は、第2条第2号に掲げる成果検証に際し、必要に応じて詳細な検証を行うため、成果検証グループを設けることができる。

2 成果検証グループは、会議の委員の中から座長が選任するもの10名以内で組織する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、企画財政部において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年5月13日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行後、最初に委嘱する委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成29年5月31日までとする。

附 則 (平成28年6月17日市長決裁)

この要綱は、平成28年6月17日から施行する。

附 則 (令和5年2月21日市長決裁)

この要綱は、令和5年2月21日から施行する。